

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所に係る指定の全部効力停止処分について

児童福祉法に基づく監査を実施した結果、障害児通所支援事業所「アプリ児童デイサービス高津ハウス」について人格尊重義務違反等の事実が認められたため、令和7年10月1日から6か月間の指定の全部効力停止処分を行います。

1 事業所名等

- (1) 事業所名 アプリ児童デイサービス高津ハウス
- (2) 事業所番号 1455300291
- (3) 所在地 川崎市高津区下作延5-9-1
- (4) サービス種類 指定放課後等デイサービス
- (5) 指定年月日 平成30年6月1日
- (6) 運営法人 AHCグループ株式会社 代表取締役 荒木 ^{よしとか}喜貴
(千代田区岩本町2-11-9 イトーピア橋本ビル2F)
- (7) 定員と登録者数 定員10人、登録者数17人

2 経過

- (1) 令和4年2月22日 監査実施（令和5年1月6日までヒアリング等を実施）
- (2) 令和5年3月20日 聴聞開始（令和7年8月20日終結）

3 処分の内容

- (1) 処分内容 指定の全部の効力を6か月停止
- (2) 処分期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 処分の理由

- (1) 人格尊重義務違反
管理者他数名の従業者が、利用児童に対して不適切な話題の提供をするなど、利用児童の人格を尊重しない行為があったことを確認した。
- (2) 人員基準違反
事業所に置くべき児童指導員として届け出た従業者について、児童指導員の要件を満たしていなかった。
- (3) 運営基準違反
 - ア 相当長期間にわたり利用定員を超えて、サービスを提供した。
 - イ 通所支援計画の作成に当たり、保護者や児童の希望する生活並びに課題等の把握をしていなかった。また、通所支援計画の保護者への説明日及び同意日の日付を偽って記載した。
 - ウ 代替的な支援について、実際のサービス提供内容とは異なるサービス提供記録を作成した。

(4) 障害児通所給付費の不正請求

- ア 人員基準上配置すべき従業者を配置していなかったにも関わらず、本来は該当しない児童指導員等加配加算を算定して障害児通所給付費を請求し、受領した。
- イ 通所支援計画が条例に規定された通り適正に作成されていないにも関わらず、個別支援計画未作成減算を行わずに障害児通所給付費を請求し、受領した。
- ウ 代替的な支援について、サービス提供記録を適正に作成していないにも関わらず、障害児通所給付費を請求し、受領した。

(5) 不正又は著しく不当な行為

- ア 児童発達支援管理責任者として配置していた従業者に対して、処遇改善加算を支給した。
- イ 実際には児童指導員の要件を満たしていない従業者を、常勤の児童指導員として配置する変更届を市に提出した。

5 返還予定額

給付費返還金	加算金	合 計
19,973,670 円	7,989,468 円	27,963,138 円

不正に請求し受領した給付費の返還を求めるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求します。

6 今後について

利用者への支援が途切れることがないように引き続き指導してまいります。

【問合せ先】

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 山口
電話：044-200-1978